■ 法定合併協議会の委員等の構成について

法定合併協議会の会長及び委員の構成については、以下のとおり承認されました。

会 長 委員となるべき者のうちから両市町の長が協議して定める。

- 委 員 ・両市町の長
 - ・両市町の助役(両市町各1名)
 - ・両市町の議会が選出する議員
 - ・学識経験者(有識者、各種団体代表者含む。)

なお、委員の定数は、概ね30人程度とし、両市町の長が協議して定めるものとする。

.....

監査委員 両市町の監査委員(両市町各1名)

■ 堺市・美原町 事務事業等の調整の基本方針

両市町の事務事業等の調整の基本方針として、以下の内容が承認されました。

1.基本的考え方

事務事業等の統合及び調整にあたっては、これまでの両市町の行政制度の経緯を尊重 しつつ、次の5原則を総合的に勘案して実施するものとする。

一体性確保の原則

合併後、速やかな一体性の確保に努める。

福祉向上の原則

行政サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則
合併後において健全な財政運営に努める。

行財政改革推進の原則で行財政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

2.調整の体制

法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ご とに、より専門的で詳細な議論を行うものとする。

この基本方針は、法定合併協議会においてより詳細に検討されることになります。

■ 堺市・美原町 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針

合併後の両市町域の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画の策 定にあたっての基本方針として、以下の内容が承認されました。

1.計画策定の目的

堺市、美原町の合併に際し、両市町の住民に対し将来のビジョンを示すとともに、合併特 例法等に基づき様々な財政措置が講じられることへの対応を図るため、合併後の両市町域の 基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。

2 . 計画の位置付け

この計画は、「美原町第3次総合計画」及び堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏 まえて、両市町域のまちづくりの基本方針を定め、これを実現していくことにより、両市町 の速やかな一体化による南大阪地域における新しい中枢都市づくりを促進し、両市町域の均 衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の向上を図るものである。

3.計画の構成

この計画は、「まちづくりの基本方針」、それに基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」 で構成する。

4.計画期間

まちづくりの基本方針は、21世紀を展望した長期的な視野に立ったものであり、まちづく り計画及び財政計画は、先進市の事例等を参考とし、平成17年度から平成26年度までの10ヵ 年の計画とする。

5 . 計画の策定体制

法定の合併協議会においては、協議会の下部組織として専門部会等を設置し、分野ごとに、 より専門的で詳細な議論を行うものとする。

この基本方針は、法定合併協議会においてより詳細に検討されることになります。

議のなかから



第1回協議会において、美原町側委員から、 政令指定都市への移行や美原区の設置、公共交 通網充実や下水道の整備など、合併にあたって の11項目の大きな課題に対する現時点での堺 市の考え方について質問があり、堺市側委員か ら、個別の課題については法定協議会で本格的 な協議を行うなかで、前向きな協議を行ってい きたい。政令指定都市移行については、合併に よりその道は大きく開けると確信している。美 原区の設置についても最大限尊重し、意向に沿 うよう努めたいとの回答がありました。

また、第2回協議会において、美原町側委員 から一部事務組合、土地開発公社の取扱いにつ いての懸念・課題が示され、堺市側委員から、 これまでのお互いの歴史や経緯を踏まえるのは 当然のことであることから、前回の会議で提案 いただいたことも含めて、法定協議会では、十 分な検討と議論をつくしていくとの回答が行わ れました。

6 堺市・美原町 任意合併協議会だより 堺市・美原町 任意合併協議会だより 7